

2023年度 東京国際大学 自己点検・評価について

本学の理念、目的を実現するためのプロセスの一部として、教育研究の質を向上させるために自己点検・評価を実施した。その実績を報告する。

〈実施概要〉

日程	内容	
2023年8月2日-	自己点検・評価委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 授業評価アンケートの設問の見直し ■ 回答方式、実施時期の検討
2023年9月6日-11日	第8回自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 2022年度 全学自己点検・評価の共有 ② 2022年度 公表内容の確認
2023年10月26日	自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 2023年度自己点検・評価活動の方針の通知 ■ 実施事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 実施事項：基礎要件確認シートの作成 ② 実施事項：2022年度／2023年度自己点検・評価シートの作成 ③ 実施事項：2022年度／2023年度活動報告書の作成 ④ 実施事項：認証評価受審のための報告書執筆
2023年11月8日	自己点検・評価委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初年次演習ルーブリックの見直し
2023年11月20日	自己点検・評価委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ アドミッションポリシーの検討
2024年2月28日	自己点検・評価委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証評価報告書 ピアレビュー（第4章のクオリティチェック）
2024年3月8日-13日	第9回自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 認証評価報告書の内容確認
2024年4月1日		<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学評価_報告書提出
2024年5月23日	自己点検・評価委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証評価報告書 ピアレビュー（疑問点の洗い出し）
2024年9月27日	第10回自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 2023年度 自己点検・評価活動の共有 ② 2023年度 自己点検・評価活動結果の公表 ③ 2024年度 認証評価 実地調査の概要 ④ 大学評価結果（分科会案）

〈実施内容〉

学部等自己点検・評価実施部会において、大学基準協会の第Ⅲ期の基礎要件確認シート、「2023 年度東京国際大学自己点検・評価シート」(事務局)を用いて、2023 年 10 月～2023 年 11 月にかけて自己点検・評価を行った。また、2023 年の下期には、自己点検・評価委員会作業部会は、頻回に開催され、学習成果の可視化に資するための活動を行った。

2024 年 9 月 27 日に開催した自己点検・評価委員会では、昨年度の自己点検・評価活動の総括となる認証評価報告書を振り返り、今後の課題などを共有した。

基礎要件確認シート（令和5年3月改定）（大学）

【理念・目的】

1 大学の理念・目的の公表

公表の有無	根拠となる資料
○	https://www.tiu.ac.jp/about/idea/ https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_gakubu_2023.pdf https://www.tiu.ac.jp/entrance_examination/ebook/tiuguide_2024/#page=1 ・学則（根拠資料1-4） ・大学案内「GUIDEBOOK」（根拠資料1-7） 【点検・評価報告書pp.3-5】
備考	

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

2 学部・研究科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表

学部・研究科等名称	規定の有無	根拠となる資料	公表の有無	ウェブサイトURL
商学部	○	学則第7条の2(1)（根拠資料1-4） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_gakubu_2023.pdf
経済学部	○	学則第7条の2(1)（根拠資料1-4） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_gakubu_2023.pdf
国際関係学部	○	学則第7条の2(1)（根拠資料1-4） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_gakubu_2023.pdf
言語コミュニケーション学部	○	学則第7条の2(1)（根拠資料1-4） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_gakubu_2023.pdf
人間社会学部	○	学則第7条の2(1)（根拠資料1-4） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_gakubu_2023.pdf
医療健康学部	○	学則第7条の2(1)（根拠資料1-4） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_gakubu_2023.pdf
商学研究科	○	大学院学則第3条の2(1)（根拠資料1-5） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_in_2023.pdf
経済学研究科	○	大学院学則第3条の2(1)（根拠資料1-5） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_in_2023.pdf
国際関係学研究科	○	大学院学則第3条の2(1)（根拠資料1-5） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_in_2023.pdf
臨床心理学研究科	○	大学院学則第3条の2(1)（根拠資料1-5） 【点検・評価報告書pp.4-5】	○	https://www.tiu.ac.jp/about/regulation/pdf/gakusoku_in_2023.pdf
備考				

※ 関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2及び学校教育法施行規則第172条の2第1項

【内部質保証】

3 設置計画履行状況等調査への対応（5カ年）

指摘区分	指摘事項	指摘年度	対応の有無	根拠となる資料
*	病院のみならず、卒業後の進路として掲げられた、スポーツトレーニング施設、行政機関、健康関連企業等への就職が可能となるよう就職支援の方策を説明すること。	令和2	○	東京国際大学医療健康学部理学療法学科【認可】設置計画履行状況報告書（根拠資料2-41） 【点検・評価報告書p.25】
*	「総合臨床実習Ⅰ」と「同Ⅱ」において実施する地域理学療法に関する実地体験について、実習施設を適切に確保するとともに、計画に基づいて確実に履行すること。	令和2	○	東京国際大学医療健康学部理学療法学科【認可】設置計画履行状況報告書（根拠資料2-41） 【点検・評価報告書p.25】
*	「東京国際大学学術研究倫理委員会規程」について、外部委員の属性や人数が不明確であることから、学術研究倫理委員会規程を明確に修正すること。	令和2	○	東京国際大学医療健康学部理学療法学科【認可】設置計画履行状況報告書（根拠資料2-41） 【点検・評価報告書p.25】
*	教員の補充を必要とされた12科目については、科目開講時まで確実に専任教員を配置して教員を充足すること。	令和2	○	東京国際大学医療健康学部理学療法学科【認可】設置計画履行状況報告書（根拠資料2-41） 【点検・評価報告書p.25】
備考				
* 遵守事項				

※ 「指摘区分」欄には、「警告」「是正意見」「改善意見」又は「留意事項」の何れかを記載してください。

※ «作成にあたっての留意点»に関わらず、本表については、「指摘年度」は大学評価実施前々年度までの5カ年とし、その間の「指摘事項」への対応について各年度実績をベースで記載してください。ただし、大学評価実施前々年度における対応については、「点検・評価報告書」の記述範囲で構いません。

4 点検・評価結果の公表

公表の有無	ウェブサイトURL
○	https://www.tiu.ac.jp/about/ https://www.tiu.ac.jp/about/pdf/hyoukahoukoku_2022.pdf
○	https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/ https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/pdf/7_report.pdf (教職課程に係るもの)

※ 関係法令：学校教育法第109条第1項、教育職員免許法施行規則第22条の8

※ 教育職員免許法施行規則によって求められる教職課程に関わる点検・評価結果の公表状況については、本表2行目の該当欄に記載してください。

5 教育情報の公表

[共通]

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教育研究上の目的	○	本シート[理念・目的の公表]参照
教育研究上の基本組織	○	https://www.tiu.ac.jp/about/organization/
学位授与方針	○	本シート[学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表]参照
教育課程の編成・実施方針	○	本シート[学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表]参照
学生の受け入れ方針	○	本シート[学生の受け入れ方針の公表]参照
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	○	https://www.tiu.ac.jp/department/professor/ https://pot.tiu.ac.jp/koResult/Japanese/index.html https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/faculty_number2023.pdf
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	○	https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/date.html https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/student_body2023.pdf https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/student_intake2023.pdf
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	○	https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/graduates_2020to2022.pdf https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/career_next_stage_2022_2.pdf
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	○	https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/ https://pot.tiu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	○	・情報の公表・教育と研究(学部学科・大学院) https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/ ・情報の公表・本学のGPA制度 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/gpa.html ・商学部 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/degree_require_commerce_2023.pdf ・経済学部 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/degree_require_economy_2023.pdf ・言語コミュニケーション学部 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/degree_require_language_2023.pdf ・国際関係学部 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/degree_require_international_2023.pdf ・人間社会学部 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/degree_require_human_2023.pdf ・医療健康学部 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/degree_require_health_2023.pdf ・商学研究科 https://www.tiu.ac.jp/department/commercial_g/index.html#anc01 ・経済学研究科 https://www.tiu.ac.jp/department/economy_g/index.html#anc01 ・国際関係学研究科 https://www.tiu.ac.jp/department/international_g/index.html#anc01 ・臨床心理学研究科 https://www.tiu.ac.jp/department/psychology_g/index.html#anc01
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	○	・情報の公表・大学の概要 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/ ・情報の公表・大学の概要・キャンパスマップ 池袋キャンパス https://www.tiu.ac.jp/campus/ikebukuro/ 川越第1キャンパス https://www.tiu.ac.jp/campus/campus01/ 川越第2キャンパス https://www.tiu.ac.jp/campus/campus02/ マ 坂戸キャンパス https://www.tiu.ac.jp/campus/ground/

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	○	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公表・キャンパスライフと学生支援 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/ 学費（学部） https://www.tiu.ac.jp/entrance_examination/expenses/expenses_01.html 学費（大学院） https://www.tiu.ac.jp/entrance_examination/expenses/expenses_02.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	○	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公表・キャンパスライフと学生支援 https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/ 就職支援 https://www.tiu.ac.jp/career_support/ 保健室・学生相談室・その他支援が必要な学生へ https://www.tiu.ac.jp/campus/conference/ キャンパスライフ https://www.tiu.ac.jp/campus/ 奨学金 https://www.tiu.ac.jp/entrance_examination/expenses/scholarship.html
備考		

※ 関係法令： 学校教育法施行規則第172条の2第1項

〔修士課程及び博士課程〕

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準	○	本シート〔教育課程・学習成果〕参照
備考		

※ 関係法令： 学校教育法施行規則第172条の2第3項

〔専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程〕

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況		
備考		

※ 関係法令： 学校教育法施行規則第172条の2第2項

※ すべての学部・学科、研究科等に関わる情報を公表している場合は○を、一部に関する情報のみが公開されている場合は△を、情報を全く公表していない場合は×としてください。△の場合、「備考」欄に、学部・学科及び研究科等ごとの公表の状況を、記述してください。

〔教職課程〕

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	○	https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/pdf/1_target_plan.pdf https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	○	https://poti.tiu.ac.jp/koResult/japanese/index.html https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/pdf/faculty_number2023_1225.pdf
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	○	https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/pdf/3_student_guide.pdf https://poti.tiu.ac.jp/uprx/up/pk/pkv001/Pkv00101.xhtml
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	○	https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/pdf/4_license_2022.pdf
卒業者の教員への就職の状況に関すること	○	https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/pdf/5_be_a_teacher_2022.pdf
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	○	https://www.tiu.ac.jp/career_support/teacher_training/pdf/6_improvement.pdf
備考		

※ 関係法令： 教育職員免許法施行規則第22条の6

※ 〔教職課程〕表は、教職の認定課程を有する大学のみ作成してください。それ以外の大学は空欄のままとしてください。

6 財務関係書類（財務諸表）の公表*

公表の有無	ウェブサイトURL
○	https://www.tiu.ac.jp/about/manage/financial_data/index.html
備考	

※ 関係法令： 独立行政法人通則法第38条第3項（準用）、地方独立行政法人法第34条第4項、私立学校法第47条第2項

【教育課程・学習成果】

7 学位授与方針（D P）及び教育課程の編成・実施方針（C P）の公表

学部・研究科等名称 （研究科は学位課程別）	公表の有無 （D P）	公表の有無 （C P）	根拠となる資料
商学部・商学科（学士（商学））	○	○	https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/policy/curriculum
商学部・経営学科（学士（経営学））	○	○	https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/policy/diploma
経済学部・経済学科（学士（経済学））	○	○	https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/policy_g/curriculum/
経済学部・経済学科（学士（デジタル ビジネス・イノベーション））	○	○	https://www.tiu.ac.jp/about/disclosure/policy_g/diploma/
言語コミュニケーション学部・英語コミュニケーション学科（学士（言語コミュニケーション学））	○	○	
国際関係学部・国際関係学科（学士（国際関係学））	○	○	
国際関係学部・国際メディア学科（学士（国際メディア学））	○	○	
人間社会学部・福祉心理学科（学士（福祉心理学））	○	○	
人間社会学部・人間スポーツ学科（学士（人間スポーツ学））	○	○	
人間社会学部・スポーツ科学科（学士（スポーツ科学））	○	○	
医療健康学部理学療法学科	○	○	
商学研究科博士課程(前期)（修士（商学））	○	○	
商学研究科博士課程(前期)（修士（デジタル 経営革新））	○	○	
商学研究科博士課程(後期)（博士（商学））	○	○	
商学研究科博士課程(後期)（博士（デジタル 経営革新））	○	○	
経済学研究科博士課程(前期)（修士（経済学））	○	○	
経済学研究科博士課程(後期)（博士（経済学））	○	○	
国際関係学研究科修士課程（修士（国際関係学））	○	○	
臨床心理学研究科博士課程(前期)（修士（心理学））	○	○	
臨床心理学研究科博士課程(後期)（博士（心理学））	○	○	
備考			

※ 関係法令： 学校教育法施行規則第172条の2第1項
 ※ 「学部・研究科等名称」欄には、学部・研究科等の名称とともに、学位名称を（ ）で書き添えてください。
 例： 法学部（学士（法学））

7-2 教育課程等に係る大学設置基準上の特例（※対象となる学部等がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定	根拠となる資料 （実施状況報告書）
備考				

※ 関係法令： 大学設置基準第57条、専門職大学設置基準第76条

8 [専門職大学及び専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数

学部、学科等名称	単位数					根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習または実技の 単位数	
備考						

※ 関係法令： 大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条
 ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

9 履修登録単位数の上限設定（学士課程）

学部等名称	上限値 (設定期)	根拠となる資料	上限緩和 措置の有無	根拠となる資料 (基準及び緩和単位数)
商学部 経済学部 言語コミュニケーション学部 国際関係学部 人間社会学部 医療健康学部	20単位 (各セメスター)	東京国際大学学部履修規程 第7条第1項 (根拠資料4-10) 【点検・評価報告書p.46】 ・東京国際大学学部イングリッシュ・ト ラック履修規程 第7条 (根拠資料4-22)	有	・東京国際大学学部履修規程 第7条第2項～4項 (根拠資料4-10) 【点検・評価報告書p.46】 ・東京国際大学学部イングリッシュ・ト ラック履修規程 第7 条第2項～4項 (根拠資料4-22)
備考				
履修登録単位数の制限は、次の各号の場合にはこれを適用しないものとする。 (1) 早期卒業制度の適用が認められた学生が早期卒業に必要な単位数を充足するために必要な場合。 (2) 協定校ヘタプルディグリー留学する平均 GPA が 3.50 以上の学生が通算 4.5 年での卒業を希望する場合。但し、留学直前のセメスターに限る。 (3) 前セメスターにおいて履修登録科目を全て修得し、且つその GPA が 3.50 以上である学生が申し出た場合。但し、この場合における履修登録単位数の上限は 24 単位とする。 授業科目、卒業研究及び設置が「教職」である授業科目 但し、学則別表1 に掲げる各学部を設置する授業科目を除くに係る履修登録単位数は、第 1 項 の計算に含まないものとする。 第 2 セメスター以降の履修において、直前のセメスターでの GPA が低い者は、履修登録単位数を指導により減じることがある。				
イングリッシュトラック：上限値24単位(ただし第7セメスター以降) アカデミック・プロベーションとされたセメスター以降、第 7 条第 1 項に定める履修登録単位数の上限を、16 単位(但し、第 7 セメスター以降の場合は 20 単位)に減ずる。 早期卒業制度の適用が認められた 3 年次生が早期卒業に必要な単位を修得する場合は、前項の最高単位の制限を適用しない。 3 再履修授業科目及び、他学科、他学部履修授業科目の単位数は、第 1 項の計算に含まれる。 4 国際教育プログラム、学外実習、海外ゼミナール、特別授業、卒業論文、集中授業及び設置が「教職」である授業科目は、本条第 1 項の計算に含まれない。				

- ※ 関係法令： 大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条
- ※ 履修登録単位数の上限値を編入学生に対しては別に設定している場合、その旨と上限値を備考欄に記述してください。
- ※ 上限値に関係なく履修登録が認められる科目がある場合、そのことを備考欄に記述してください。また、その根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。
- ※ 上限緩和措置がある場合、緩和の基準及び緩和する単位数（上限値）を備考欄に記述してください。また、基準及び緩和単位数それぞれの根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。

10 1 学期の授業期間と単位計算

[授業期間]

学期区分	授業期間	根拠となる資料
2学期	15 週	学則5条、14条(1) (根拠資料1-4)
備考		

- ※ 関係法令： 大学設置基準第22条、専門職大学設置基準第15条
- ※ 「学期区分」又は「授業期間」が1つでない場合は、行を追加してください。

[単位計算]

授業形態	1 単位当たりの学 習時間	うち授業 の時間	根拠となる資料
講義・演習	45 時間	15 時間	学則14条(1)ア (根拠資料1-4)
外国語科目・ 外国語講義	45 時間	30 時間	学則14条(1)イ (根拠資料1-4)
美術・美術講義	45 時間	30 時間	学則14条(1)ウ (根拠資料1-4)
備考			

- ※ 関係法令： 大学設置基準第21条、専門職大学設置基準第14条

11 [専門職大学及び専門職学科] 1 授業当たりの学生数

学部、学科等名称	1 授業当たり の学生数が 40名を超え る授業数	根拠となる資料
備考		

- ※ 関係法令： 大学設置基準第42条の7、専門職大学設置基準第17条
- ※ 学生数は履修登録者数を算定の基礎としてください。
- ※ 学生数が40名を超える授業がない場合は「—」（ハイフン）を記入してください。
- ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の卒業の要件に加え、前期課程の修了の要件も示してください。

12 卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了 要件単位数	既修得等 の認定上限 単位数	卒業・修了 要件の明示 有無	根拠となる資料
商学部	124	60	○	学則第21条、同別表2、第15条、第16条 (根拠資料1-4)
経済学部	124	60	○	学則第21条、同別表2、第15条、第16条 (根拠資料1-4)
言語コミュニケーション学部	124	60	○	学則第21条、同別表2、第15条、第16条 (根拠資料1-4)
国際関係学部	124	60	○	学則第21条、同別表2、第15条、第16条 (根拠資料1-4)
人間社会学部	124	60	○	学則第21条、同別表2、第15条、第16条 (根拠資料1-4)
医療健康学部	130	60	○	学則第21条、同別表2、第15条、第16条 (根拠資料1-4)
商学研究科博士課程(前期)	32	15	○	大学院学則第19条、同別表2、第14条、第16条 (根拠資料1-5)
経済学研究科博士課程(前期)	32	15	○	大学院学則第19条、同別表2、第14条、第16条 (根拠資料1-5)
国際関係学研究科修士課程	32	15	○	大学院学則第19条、同別表2、第14条、第16条 (根拠資料1-5)
臨床心理学研究科博士課程(前期)	40	15	○	大学院学則第19条、同別表2、第14条、第16条 (根拠資料1-5)
商学研究科博士課程(後期)	20	15	○	大学院学則第19条、同別表2、第14条、第16条 (根拠資料1-5)
経済学研究科博士課程(後期)	20	15	○	大学院学則第19条、同別表2、第14条、第16条 (根拠資料1-5)
臨床心理学研究科博士課程(後期)	18	15	○	大学院学則第19条、同別表2、第14条、第16条 (根拠資料1-5)
備考				
商学研究科博士課程(前期)インガッシ・トラック 2次入試経営革新専攻:卒業・修了要件単位数:40単位				
商学研究科博士課程(後期)インガッシ・トラック 2次入試経営革新専攻:卒業・修了要件単位数:16単位				
商学研究科博士課程(5年制)インガッシ・トラック 2次入試経営革新専攻:卒業・修了要件単位数:56単位				
国際関係学研究科修士課程インガッシ・トラック卒業・修了要件単位数:40単位				

- 注 [学士] 大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置 (それらを合わせた上限値)
 [専門職大学] 専門職大学設置基準第24条から26条までの規定に基づく措置 (それらを合わせた上限値)
 [修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置 (それらを合わせた上限値)
 [専門職] 専門職大学院設置基準第14条、第21条、第22条、第27条及び第28条の規定に基づく措置
- ※ 関係法令: 大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、
 専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、
 大学院設置基準第16条及び第17条、
 専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

13 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示・公表 (修士・博士課程)

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画 (注1)の明示	根拠となる資料	学位論文審査 基準(注2)の明 示・公表	特定課題研究 審査基準(注 3)の 明示・公表	根拠となる資料(注4)
商学研究科 博士課程(前期)	○	・大学院履修要項「大学院要覧」p.37,43 (根拠資料1-13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Business and Commerce_Digital Business and Innovation」p.11 (根拠 資料1-15) 【点検・評価報告書p.49】	○	-	・修士学位 審査基準 第4条(根拠資料4-42) ・大学院履修要項「大学院要覧」pp.114-118 (根拠資料1- 13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Business and Commerce_Digital Business and Innovation」pp.18-21 (根拠資料1-15) https://www.tiu.ac.jp/department/commercial_g/ https://www.tiu.ac.jp/etrack/wp-content/uploads/1/1_トラック大学院DRのホームページ用20221213追記.pdf
商学研究科 博士課程(後期)	○	・大学院履修要項「大学院要覧」 p.38,43,48 (根拠資料1-13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Business and Commerce_Digital Business and Innovation」p12,25 (根拠資料1-15) 【点検・評価報告書p.49】	○	-	・修士学位 審査基準 第4条(根拠資料4-47) ・大学院履修要項「大学院要覧」pp.119-122(根拠資料1- 13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Business and Commerce_Digital Business and Innovation」pp22-24 (根拠資料1-15) https://www.tiu.ac.jp/department/commercial_g/ https://www.tiu.ac.jp/etrack/wp-content/uploads/1/1_トラック大学院DRのホームページ用20221213追記.pdf
経済学研究科 博士課程(前期)	○	・大学院履修要項「大学院要覧」 p.52,56,60 (根拠資料1-13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Economics」Grad Economics p11 (根拠資料1-14) 【点検・評価報告書p.49】	○	-	・修士学位 審査基準 第4条(根拠資料4-42) ・大学院履修要項「大学院要覧」pp.114-118 (根拠資料1- 13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Economics」pp21-22 (根拠資料1-14) 【点検・評価報告書p.55】 https://www.tiu.ac.jp/department/economy_g/ https://www.tiu.ac.jp/etrack/wp-content/uploads/2/2_トラック大学院Economicsのホームページ用.pdf
経済学研究科 博士課程(後期)	○	・大学院履修要項「大学院要覧」 p.53,56,61 (根拠資料1-13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Economics」Grad Economics p12,19-20 (根拠資料1-14) 【点検・評価報告書p.49】	○	-	・修士学位 審査基準 第4条(根拠資料4-47) ・大学院履修要項「大学院要覧」pp.119-122 (根拠資料1- 13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of Economics」Grad Economicspp23-24 (根拠資料1-14) https://www.tiu.ac.jp/department/economy_g/ https://www.tiu.ac.jp/etrack/wp-content/uploads/2/2_トラック大学院Economicsのホームページ用.pdf
国際関係学研究科 修士課程	○	・大学院履修要項「大学院要覧」 p.65,68,73 (根拠資料1-13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of International Relations」pp14-15 (根拠資料1-16) 【点検・評価報告書p.49】	○	○	・修士学位 審査基準 第4条(根拠資料4-42) ・大学院履修要項「大学院要覧」pp.114-118 (根拠資料1- 13) ・大学院履修要項「Student Guidebook (Academics)_Graduate School of International Relations」pp.15-18 (根拠資料1-16) 【点検・評価報告書p.55】 https://www.tiu.ac.jp/department/international_g/ https://www.tiu.ac.jp/etrack/wp-content/uploads/3/3_トラック大学院IRのホームページ用20221213追記.pdf

臨床心理学研究科 博士課程(前期)	○	・大学院履修要項「大学院要覧」 p.77,81,84 (根拠資料1-13) 【点検・評価報告書p.49】	○	-	・修士学位_審査基準 第4条 (根拠資料4-42) ・大学院履修要項「大学院要覧」pp.114-118 (根拠資料1-13) 【点検・評価報告書p.55】 https://www.tiu.ac.jp/department/psychology_g/
臨床心理学研究科 博士課程(後期)	○	・大学院履修要項「大学院要覧」 p.78,81,85 (根拠資料1-13) 【点検・評価報告書p.49】	○	-	・修士学位_審査基準 第4条 (根拠資料4-47) ・大学院履修要項「大学院要覧」pp.119-122 (根拠資料1-13) 【点検・評価報告書p.55】 https://www.tiu.ac.jp/department/psychology_g/
備考					

- 注1 [研究指導計画] 研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生にあらかじめ明示する計画であり、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールを明らかにしたものである。
- 注2 [学位論文審査基準] 学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注3 [特定課題研究審査基準] 修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果が否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注4 [根拠となる資料] 学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準の根拠となる資料については、当該基準及びそれらの基準を学生にあらかじめ明示するために掲載している冊子等の媒体を記載してください。また、それらを公表しているウェブサイトのURLも記載してください。
- ※ 関係法令： 学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

14 [専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会の設置

学部・学科、研究科等名称	設置の有無	構成					根拠となる資料
		1号委員	2号委員	3号委員	4号委員	5号委員	
備考							

- ※ 関係法令： 大学設置基準第42条の5条、専門職大学設置基準第10条、専門職大学院設置基準第6条の2
- ※ 「構成」については、根拠法令で定める種類の者の参画状況を○又は×で記入してください。（大学院の専門職学位課程の場合、「5号委員」欄は「-」としてください。）

【学生の受け入れ】

15 学生の受け入れ方針（A P）の公表

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	公表	根拠となる資料
商学部	○	
経済学部	○	https://www.tiu.ac.jp/entrance_examination/adpolicy/
言語コミュニケーション学部	○	https://www.tiu.ac.jp/etrack/admissions/downloads/
国際関係学部	○	https://www.tiu.ac.jp/entrance_examination/graduate_school/adpolicy/
人間社会学部	○	
医療健康学部	○	
商学研究科博士課程(前期)	○	
商学研究科博士課程(後期)	○	
経済学研究科博士課程(前期)	○	
経済学研究科博士課程(後期)	○	
国際関係学研究科修士課程	○	
臨床心理学研究科博士課程(前期)	○	
臨床心理学研究科博士課程(後期)	○	
備考		

- ※ 関係法令： 学校教育法施行規則第172条の2第1項

16 定員管理

[学士課程]

学部・学科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
商学部・商学科	0.76	0.77	大学基礎データ(表2)
商学部・経営学科	1.02	1.09	
経済学部・経済学科	1.00	1.01	
言語コミュニケーション学部・英語コミュニケーション学科	0.84	0.90	
国際関係学部・国際関係学科	1.02	1.05	
国際関係学部・国際メディア学科	0.78	0.86	
人間社会学部・福祉心理学科	0.92	1.04	
人間社会学部・人間スポーツ学科	0.92	0.97	
人間社会学部・スポーツ科学科	1.00	1.03	
医療健康学部・理学療法学科	0.88	0.95	
* 医療健康学部・理学療法学科は完成年度を迎えていない。			

- ※ 関係法令： 大学設置基準第18条第3項、専門職大学設置基準第8条
- ※ 基礎データ(表2)の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、学科ごとに入学定員については前期・後期それぞれの値を、収容定員については、全課程を通じた値を示してください。

[修士課程]

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
商学研究科博士課程(前期)	1.13	0.80	大学基礎データ(表2)
経済学研究科博士課程(前期)	0.20	0.16	
国際関係学研究科修士課程	0.63	0.54	
臨床心理学研究科博士課程(前期)	0.26	0.20	
備考			

- ※ 関係法令： 大学院設置基準第10条第3項
- ※ 基礎データ(表2)の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専攻単位で作表する必要はありません。

[博士課程]

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
商学研究科博士課程(後期)	1.22	0.87	大学基礎データ(表2)
経済学研究科博士課程(後期)	0.00	0.07	
臨床心理学研究科博士課程(後期)	0.17	0.10	
備考			

- ※ 関係法令： 大学院設置基準第10条第3項
- ※ 基礎データ(表2)の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専攻単位で作表する必要はありません。

【教員・教員組織】

17 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足

〔学士課程〕（専門職大学及び専門職学科を除く）※令和4年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体 ^(注1)		○	○	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	商学部・商学科	○	○	大学基礎データ（表1）		
	商学部・経営学科	○	○			
	経済学部・経済学科	○	○			
	言語コミュニケーション学部・英語コミュニケーション学科	○	○			
	国際関係学部・国際関係学科	○	○			
	国際関係学部・国際メディア学科	○	○			
	人間社会学部・福祉心理学科	○	○			
	人間社会学部・人間スポーツ学科	○	○			
	人間社会学部・スポーツ科学科	○	○			
医療健康学部・理学療法学科	○	○				
学部・学科等（薬学） ^(注2)	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数 ^(注3)	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考						

※ 関係法令： 令和4年10月改定前の大学設置基準第13条

※ 基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※ “×”に相当する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、〔専門職大学及び専門職学科〕及び〔専門職学位課程〕表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味

注2 [薬学]：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

注3 「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
商学研究科博士課程(前期)	○	○	○	○	大学基礎データ（表1）
経済学研究科博士課程(前期)	○	○	○	○	
国際関係学研究科修士課程	○	○	○	○	
臨床心理学研究科博士課程(前期)	○	○	○	○	
備考					

※ 関係法令： 大学院設置基準第9条第1項

〔博士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
商学研究科博士課程(後期)	○	○	○	○	大学基礎データ（表1）
経済学研究科博士課程(後期)	○	○	○	○	
臨床心理学研究科博士課程(後期)	○	○	○	○	
備考					

※ 関係法令： 大学院設置基準第9条第1項

18 ファカルティ・ディベロップメント等の実施

学位課程種類	実施有無	根拠となる資料
大学全体としての取り組み	○	・全学FD研修会資料（2023年度）（根拠資料6-18）
学士課程	○	・2023年度 FD研修会 開催一覧（根拠資料6-19）
専門職学科		
修士課程・博士課程	○	・2023年度 FD研修会 開催一覧（根拠資料6-19）
専門職学位課程		
教員の諸活動（教育に係るものを除く）の活性化や資質向上を図るための措置	○	・科研費申請説明会資料(Moodle画面)（根拠資料6-22）
学部等における指導補助者に対する研修	-	
備考		
何れの学部にも指導補助者を置いていない。		

- ※ 関係法令： 大学設置基準第11条第2項及び第3項、専門職大学設置基準第36条第2項及び第3項、大学院設置基準第9条の3及び専門職大学院設置基準第11条
- ※ 「教員の諸活動（教育に係るものを除く）」とは、教員の研究活動や社会貢献活動等を指します。
- ※ 学部等において指導補助者を置いている場合は、研修の実施有無を記載してください。置いていない場合は、ハイフンとしてください。

【教育研究等環境】

19 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足*

校地面積の充足	校舎面積の充足	根拠となる資料
○	○	大学基礎データ（表1）
備考		

- ※ 関係法令： 大学設置基準第37条及び第37条の2、専門職大学設置基準第46条及び第47条
- ※ 基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。

【大学運営・財務】

20 スタッフ・ディベロップメントの実施

実施の有無	根拠となる資料
○	・教職員のための情報セキュリティの基礎eラーニング研修について（根拠資料8-8） ・E-Learning Training of Information Security Basics for University Faculty and Staff（根拠資料8-9） ・SD実施状況報告資料_2021～2023年度（根拠資料10-1-17） 【点検・評価報告書 p.97,p.116】
備考	

- ※ 関係法令： 大学設置基準第11条第1項、専門職大学設置基準第36条第1項、大学院設置基準第43条